

# 平成 24 年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 住民税(利子割) <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> (特別土地保有税)	
要望項目名	産業イノベーション制度（仮称）における特例措置	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 産業イノベーション地域に立地する企業が設備投資を行った場合に税制上の優遇措置を講じる。</li> <li>・特例措置の内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>①産業イノベーション制度として指定された地域において設置される製造業等に係る事業所のうち、平成 29 年 3 月 31 日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について、5 年に限り、当該施設に係る事業所床面積の 2 分の 1 に相当する面積を控除する。</li> <li>②特別土地保有税の非課税</li> <li>③上記の地域において、工業用機械等を取得した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）についても同様の効果を適用する。また、一般電気事業者又は卸電気事業者が電気事業の用に供する設備を取得した場合に係る法人負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）についても同様の効果を適用する（自動連動）。</li> </ul> </li> </ul>	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、            同法第 292 条第 1 項第 3 号、地方税法附則第 33 条第 3 項         </div>	
減収見込額	(初年度) ▲ 79 (一) (平年度) ▲ 79 (一) (単位: 百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄の自立的発展のためには、民間主導の自立型経済の発展を目指していくことが必要であり、亜熱帯という自然的特性、アジア諸国に近い地理的特性などの沖縄の優位性を生かした産業振興を進めていくことが重要である。</p> <p>沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯生物資源を有しており、近年、沖縄独自の生物資源等を活用した新たなバイオテクノロジー産業の萌芽が見られ、研究開発主導のバイオ・ベンチャー企業が集積しつつある。また、地球規模での環境問題が深刻化する中で、沖縄には、サトウキビの副産物である糖蜜やバガス（さとうきびかす）等のバイオマス資源、水溶性天然ガス等の未利用資源も存在しており、新たな環境・エネルギー産業の成長も期待されている。</p> <p>こうした中、来年には世界最先端の研究教育機関である沖縄科学技術大学院大学（OIST）が開学する予定であり、新たな制度的な措置を講ずることにより、沖縄の有する資源を生かしたイノベーションによる新たな産業の育成を加速させることが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>イノベーション主導による沖縄の新たな産業育成を加速させていくため、沖縄の自主性をより発揮できるような、予算措置ではない制度的措置が求められており、沖縄におけるイノベーションを加速する新たな地域制度の創設が必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	産業高度化地域の廃止	

	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」
合理性	政策の達成目標	産業イノベーション（仮称）地域内の製造業等の発展
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで
	同上の期間中の達成目標	沖縄の製造品出荷額を平成 24 年度に比べて平成 33 年度には 1.5 倍に増加させる。
	政策目標の達成状況	沖縄県の製造品出荷額は、平成 14 年に比べて平成 20 年度は 1.05 倍に増加。本要望の前身となる産業高度化地域に限っては、1.09 倍に増加。
有効性	要望の措置の適用見込み	沖縄県内で事業所税が課税される那覇市においては、年平均 1 件の適用を想定。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	産業イノベーション（仮称）地域内でのイノベーションの創出に際しては、研究機関や他企業との研究開発の促進及び研究開発時の研究資産や製品開発時の新設備の導入を促進させることが必要。研究開発、設備投資を促進させる当該制度の創設が必要であり、有効。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用機械等を取得した場合の投資税額控除又は特別償却制度（法人税、所得税）</li> <li>・一般電気事業者又は卸電気事業者が電気事業の用に供する設備を取得した場合の投資税額控除及び特別償却制度（法人税）</li> <li>・試験研究を行った場合の税額控除（法人税、所得税）</li> <li>・産業イノベーション事業等を行う株式会社が発行した株式を個人が取得した場合の所得控除（所得税）</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発を支援するためのコーディネータの育成やマッチング支援、競争的資金等の予算措置</li> <li>・固定資産税、事業税、不動産取得税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置</li> </ul>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	・新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。
	要望の措置の妥当性	沖縄の優位性を生かした新産業の創出を図るために、研究開発や中小企業への投資を促進する必要がある。そのために研究開発費用に対する措置や試験研究用資産を対象とした特別償却制度及び投資税額控除等のインセンティブを与える税制措置は有効と考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成14年度 産業高度化地域創設 平成19年度 産業高度化地域延長

ページ

8-3